

豊郷町郵便入札実施要領

1 郵便入札とは

郵便により入札書を送付する入札方法を言う。なお、直接持参も可能とするため、入札書を郵送または持参して入札することを郵便入札と呼ぶ。

2 参加方法について

参加方法については、以下の手続きとする。

(1) 郵送する場合

ア 郵送方法

- ・入札書を内封筒に封入し、内封筒を外封筒へ封入したうえで郵送すること。
- ・「一般書留」または「簡易書留」によるものとする。
- ・普通郵便など、その他の方法による提出は認められない。
- ・入札書の到着期限は、入札通知に記載されている期限までとする。
- ・郵便入札に要する費用は、すべて入札参加者の負担とする。

イ 内封筒について

- ・規格は、長形40号または長形3号を使用すること。
- ・必ず入札案件ごとの入札書を封入すること。複数の入札書を入れて郵送された場合すべて無効とする。
- ・別紙1内封筒の記載例を参照し、必要事項を記載のうえ、入札参加資格申請時に登録された使用印鑑で封印すること。

ウ 外封筒について

- ・規格は、長形3号または角形2号を使用すること。
- ・複数の内封筒を1つの外封筒に入れることは可能。
- ・別紙2外封筒の記載例を参照し、必要事項を記載のうえ、郵送すること。

エ 郵送先

〒529-1169

滋賀県犬上郡豊郷町石畑375番地

豊郷町役場企画振興課 宛

(2) 持参する場合

直接持参する場合は、郵送する場合の外封筒を省略できることとする。内封筒は、郵送する場合と同様とする。

3 入札書の記載方法

町ホームページに掲載されている記載例を参照すること。

※入札書の日付は記入日。（提出〆切日にあわす必要はない）

4 入札書の取り扱いについて

本町に到達した入札書は、書き換え、引き換えまたは撤回できない。

また、入札が中止または取り消しとなった場合は、入札書は返却しない。

5 入札の辞退について

入札書提出期限までに辞退届（任意様式）を書面で企画振興課に提出すること。
入札書提出後の辞退は認められない。

6 開札の立会いについて

郵便入札の参加者のうち希望する者があるときは、開札に立会うことができる。

7 再入札について

入札回数は1回までとする。

8 同額入札の場合

開札の結果、落札となるべき同額の入札をしたものが2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。方法については、該当の者へ別途通知することとする。

9 入札結果について

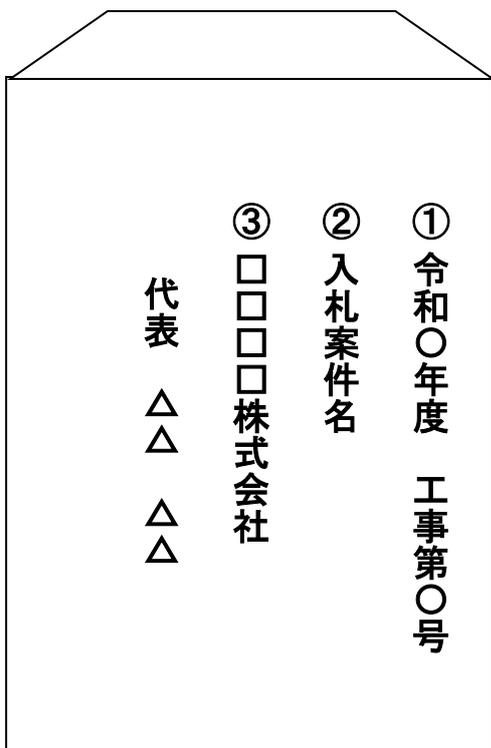
速やかに落札者に書面により通知し、豊郷町ホームページで掲載する。

別紙1 内封筒の記載例

【記載事項】

- おもて ①案件番号
 ②案件名
 ③商号または名称および代表者職・氏名
うら 使用印鑑で封印

おもて



うら

